

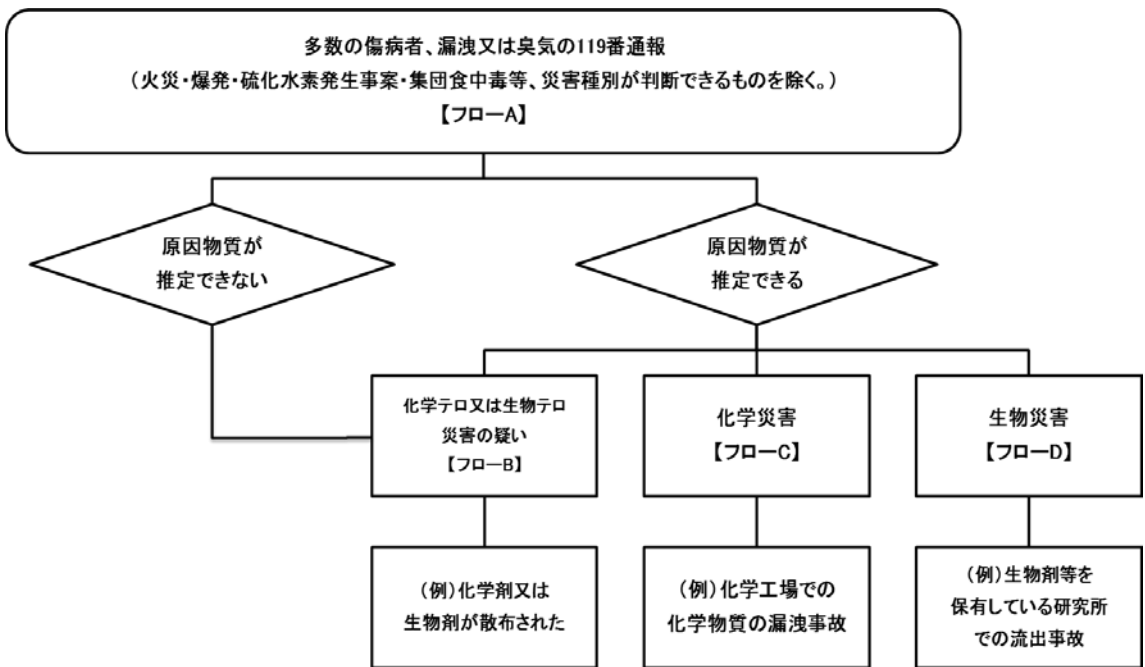
旧	新（案）
取り消し線は削除箇所を示す。	下線は変更箇所を示す。
第 1 章 消防本部の通信指令部署の対応及び消防対策本部の設置	第 2 章 消防本部の通信指令部署の対応及び消防対策本部の設置
	この章では、<u>図 1－1「化学災害又は生物災害時における消防活動の流れ」</u>における下記の点線で囲った部分の消防活動の実施要領等について記述している。 <u>図 1－1 化学災害又は生物災害時における消防活動の流れ（再掲）</u> <pre>graph TD; A[覚知] --> B[出動]; B --> C[現場到着]; C --> D[情報収集]; D --> E[進入統制ラインの設定]; E --> F[簡易検知活動]; F --> G[ホットゾーンの設定]; F --> H[コールドゾーン及び消防警戒区域の設定]; G --> I[ウォームゾーンの設定]; H --> I; I --> J[・再簡易検知活動 ・危険排除 (剤の収去、剤の収納容器の収去)]; I --> K[救助活動]; I --> L[曝露者集合場所の決定]; I --> M[除染所の設置]; I --> N[2次トリアージポスト及び救護所の設置]; I --> O[広報・避難誘導]; K --> P[歩行可能な曝露者の誘導]; L --> P; M --> P; P --> Q[1次トリアージ]; Q --> R[除染活動]; R --> S[2次トリアージ]; S --> T[救急活動]; N --> S;</pre>

第 1 節 通信指令部署（以下「消防指令室」という。）の対応

第 1 項 119 番受信から出動指令まで

火災、爆発（爆発危険性を含む。以下同じ。）、~~硫化水素発生事案、集団食中毒等~~ 災害種別が判断できるものを除く 119 番通報で、多数の傷病者、漏洩又は臭気の内容を受信した場合には、~~図 1-1 に示すフローチャートを念頭において通報者から聴取する。~~

~~図 1-1 化学災害又は生物災害の発生が疑われる場合の消防指令室の対応フローチャート~~



~~※ 多数の傷病者が発生した原因が明らかで、列車脱線事故、交通事故、集団食中毒等の一般災害に対しては、当該災害及び多数の傷病者に対応した各消防本部における出動指令を命じる。~~

~~(1) 多数の傷病者、漏洩又は臭気の 119 番通報【フロー A】~~

~~通報者から①～⑥の内容を聴取した場合は、化学災害又は生物災害に対応する体制で出動させ、⑦を追加聴取する。~~

- ① 多数の傷病者が目、鼻、咳等の異状を訴えている。
- ② 多数の傷病者が発生している場所付近での異臭、動植物の異常な死体、枯死がある。
- ③ 化学・生物剤散布等について目撃した者がいる。
- ④ 容疑者、犯人のテロ行為の予告実行がある。
- ⑤ 化学剤、生物剤が入っていたと思われる不審なビニール袋、ビン、散布器等が残留している。
- ⑥ その他化学災害又は生物災害と疑わしい事柄がある。
- ⑦ ~~通報者から場所等の他に、以下の情報をできる限り聴取する。~~
 - ア 発生場所の詳細（建物内、屋外、地下〇〇階・・・）
 - イ 倒れている人及び気分不良を訴えている人の人数及び症状
 - ウ 事故及び多数の傷病者が発生等に係る原因
 - エ 不審な容器、収納物、散布機等の残留物の有無
 - オ 粉等を散布している不審者の目撃者又は目撃証言の有無

第 1 節 通信指令部署（以下「消防指令室」という。）の対応

第 1 119 番受信から出動指令まで

1 実施要領

火災、爆発（爆発危険性を含む。）、酸欠事故、集団食中毒等災害種別が特定できるものを除く 119 番通報で、多数の傷病者、漏洩又は臭気に関する内容を受信した場合には、化学災害又は生物災害に対応する体制による出動を指令する。

(削除)

2 留意事項

(1) 通報者から以下の内容を聴取した場合は、化学災害又は生物災害の発生を疑う。

- ① 多数の傷病者が目、鼻、咳等の異状を訴えている。
- ② 多数の傷病者が発生している場所付近での異臭、動植物の異常な死体、枯死がある。
- ③ 化学・生物剤散布等について目撃した者がいる。
- ④ 容疑者、犯人のテロ行為の予告実行がある。
- ⑤ 化学剤、生物剤が入っていたと思われる不審なビニール袋、ビン、散布器等が残留している。
- ⑥ その他化学災害又は生物災害と疑わしい事柄がある。

(2) 通報内容から化学災害又は生物災害の発生が疑われる場合は、通報者の安全を確認した上で、通常の聴取（場所等）のほかに、以下の情報をできる限り聴取する。

- ① 発生場所の詳細（建物内、屋外、地下〇〇階・・・）
- ② 倒れている人及び気分不良を訴えている人の人数及び症状
- ③ 事故及び多数の傷病者の発生等に係る原因
- ④ 漏洩等している物質の名称、漏洩量、毒性、性状（液体、気体等）、致死率

カ その他通報場所周囲の異常な状況 (2) 化学テロ災害又は生物テロ災害の疑いと推定【フローB】 災害の発生原因が全く推定できない場合又は化学剤若しくは生物剤を散布されたと推定できる場合、化学テロ災害又は生物テロ災害を疑った出動体制で出動させ、以下の項目を聴取及び指示する。 ① 追加聴取事項 ア 詳細な場所（屋内外・階数・構造・地理的特徴など） イ 傷病者の有無と人数 ウ 事故原因 エ 漏洩等している物質の名称、漏洩量、毒性 オ 住民の避難状況 カ 現在までの事故経過 キ その他、必要とする追加聴取事項 ② 通報者に対しての指示事項（可能な限り、災害発生場所にある者に対し指示できる立場の管理人、警備員等（以下「管理人等」という。）に直接指示する。） ア 現場に出動した消防隊と必ず接触すること。 イ 原因物質等から離れ、接触しないこと。 ウ 身体露出部分の防護をすること。 エ 原因物質等に直接接触した者に対して、周囲の者を近づかせないようにすること。 オ 口や鼻をハンカチ又はタオル等で覆いながら、建物内では屋外（風上側）へ、屋外では発生場所の風上（可能な限り消防指令室の気象情報を鑑みて具体的に指示）に向かって避難すること。 カ 建物内では、管理人等に 前記ア～オの事項 及び消防機関等が対応中である旨について放送等で説明するよう指示すること。 (2) 化学災害と推定【フローC】 災害発生場所が化学工場である場合など化学物質が原因であることが推定できる場合は、化学災害に対応できる体制で出動させ、以下の項目を聴取及び指示する。 ① 追加聴取項目 ア 詳細な発生場所（屋内外・階数・構造・地理的特徴など） イ 傷病者の有無と人数 ウ 事故原因 エ 漏洩等している物質の名称、漏洩量、毒性、性状（液体、気体等） オ 災害発生場所付近の住民の避難状況 カ 現在までの事故経過 キ その他、必要とする追加聴取事項	⑤ 住民、<u>従業員等</u> の避難状況 ⑥ 現在までの事故経過 ⑦ 不審な容器、収納物、散布機等の残留物の有無 ⑧ 粉等を散布している不審者の目撃者又は目撃証言の有無 ⑨ その他通報場所周囲の異常な状況 (3) <u>曝露者のコントロールを行うことで汚染拡大を防止できるため、消防指令室から通報者に</u>（可能な限り、災害発生場所にある者に対し指示できる立場の管理人、警備員等（以下「管理人等」という。）に <u>対して直接</u>）<u>以下の事項を要請</u>する。 ① 現場に出動した消防隊と必ず接触すること。 ② 原因物質等から離れ、接触しないこと。 ③ 身体露出部分の防護をすること。 ④ 原因物質等に直接接触した者に対して、周囲の者を近づかせないようにすること。 ⑤ 口や鼻をハンカチ又はタオル等で覆いながら、建物内では屋外（風上側）へ、屋外では発生場所の風上（可能な限り消防指令室の気象情報を鑑みて具体的に指示）に向かって避難すること。 ⑥ 建物内では、管理人等に <u>前述の要請事項</u> 及び消防機関等が対応中である旨について放送等で説明するよう指示すること。
--	---

② 通報者に対しての指示事項（可能な限り、災害発生場所にある者に対し指示できる立場の管理人等に直接指示する。） ア 現場に出動した消防隊と必ず接触すること。 イ 原因物質等から離れ、接触しないこと。 ウ 身体露出部分の防護をすること。 エ 原因物質等に直接接触した者に対して、周囲の者を近づかせないようにすること。 オ 口や鼻をハンカチ又はタオル等で覆いながら、建物内では屋外（風上側）へ、屋外では発生場所の風上（可能な限り、消防指令室の気象情報を鑑みて具体的に指示）に向かって避難すること。 カ 建物内では、管理人等に前記ア～オの事項及び消防機関等が対応中である旨について放送等で説明するよう指示すること。 (4) 生物災害と推定【フローD】 災害発生場所が生物剤等を保有している研究所である場合など生物剤が原因であることが推定できる場合は、生物災害に対応できる体制で出動させ、以下の項目を聴取及び指示する。 ① 追加聴取項目 ア 詳細な発生場所（屋内外・階数・構造・地理的特徴など） イ 傷病者の有無と人数 ウ 事故原因 エ 漏洩等している物質の名称、漏洩量、致死率 オ 住民の避難状況 カ 現在までの事故経過 キ その他、必要とする追加聴取事項 ② 通報者に対しての指示事項（可能な限り、災害発生場所にある者に対し指示できる立場の管理人等に直接指示する。） ア 現場に出動した消防隊と必ず接触すること。 イ 原因物質等に直接接触した者に対して、周囲の者を近づかせないようにすること。 ウ 口や鼻をハンカチ又はタオル等で覆いながら、建物内では屋外（風上側）へ、屋外では発生場所の風上（可能な限り消防指令室の気象情報を鑑みて具体的に指示）に向かって避難すること。 エ 建物内では、管理人等に前記ア～オの事項及び消防機関等が対応中である旨について放送等で説明するよう指示すること。 第2項 関係機関への情報提供 通報内容 又は出動部隊の災害情報等により、化学テロ災害又は生物テロ災害と判明した場合（疑いを含む。）は、関係機関との間において相互の活動に必要な情報の共有を行うため、所轄の警察機関、衛生主管部局（保健所）、市区町村、都道府県及び自衛隊に情	第2 出動消防部隊の規模とその確保方策 1 最低限必要な消防部隊（少数の曝露者に対応するための消防部隊） 化学災害又は生物災害時には、原則として図1－1「化学災害及び生物災害時にお
--	--

報を提供する。

第3項 化学テロ災害に伴う部隊編成の考え方（例）

(1) 必要基準部隊数「想定：建物内に傷病者約10名の場合」

表1-1 活動隊の必要隊数等

活動隊	必要隊数	隊員数	内 訳
指揮隊	2 隊（1 隊 3 名）	6 人	統括指揮：1 隊、指揮支援（消防隊）：1 隊
レベル A 活動隊	4 隊（1 隊 5 名）	20 人	救出活動：2 隊、ホットゾーン設定・簡易検知活動：1 隊、交代要員
レベル B 活動隊	3 隊（1 隊 5 名）	15 人	ウォームゾーン設定：1 隊、1 次トリアージ：1 隊、除染活動：1 隊
レベル C・D 活動隊	5 隊（1 隊 5 名）	25 人	広報・避難誘導：2 隊、消防警戒区域設定：3 隊
救急隊	5 隊（1 隊 3 名）	15 人	1 隊傷病者 2 名搬送

(2) 表1-1の活動隊の必要隊数を目安とし、傷病者の数に合わせて増隊していく。

(3) 自己消防本部の消防力及び所轄の警察機関の対応能力を踏まえて、表1-1の必要隊数に満たない場合には、化学テロ災害発生段階で不足する隊の応援要請を実施する。そのためには、近隣消防本部の化学テロ災害対応資機材の保有状況を平常時より把握しておくことが重要である。

第3項 生物テロ災害に伴う部隊編成の考え方（例）

(1) 必要部隊数「想定：屋内にて曝露者（疑い含む。）約20名」

表1-2 活動隊の必要隊数等

活動隊	必要隊数	隊員数	内訳
指揮隊	2 隊（1 隊 3 名）	6 人	統括指揮：1 隊、指揮支援（消防隊）：1 隊
レベル C 活動隊	5 隊（1 隊 5 名）	25 人	ホットゾーン設定・避難誘導活動：3 隊、簡易検知・検体採取活動：1 隊、ウォームゾーン設定及び除染場設置活動：1 隊
レベル D 活動隊	3 隊（1 隊 5 名）	15 人	広報・避難誘導：1 隊、消防警戒区域設定：2 隊
救急隊	5 隊（1 隊 3 名）	15 人	1 隊要救助者 2 名搬送

(2) 表1-2の必要隊を基準として要救助者の数に合わせて必要隊数を増強していく。

(3) 自己消防本部の消防力及び所轄の警察機関の対応能力を踏まえて、上表の必要隊数に満たない場合には、生物テロ災害発生段階で不足する隊の応援要請を実施する。そのためには、近隣消防本部の生物テロ災害対応資機材の保有状況を平常時より把握しておくことが重要である。

ける消防活動の流れ」に示す活動項目が必要となるが、曝露者が少数の場合には、1次トリアージ、2次トリアージが行われなため、これらの活動を担う消防部隊は不要となる。また、実際の消防活動では、一つの消防部隊が実施可能な複数の活動項目を担うことから、最低限必要となる消防部隊とその活動内容は、表2-1のとおりとなる。

119番通報の段階では、曝露者の情報を聴取することは難しく、曝露者の有無やその人数はなかなか判明しないことが予想されるが、出動させる消防部隊は、曝露者の発生に備え、少なくとも表2-1に示す消防部隊の規模を確保する必要がある。

表2-1 曝露者が少数の場合に最低限必要となる消防部隊

活動区域	活動内容	消防 部隊	隊 数	隊員数	主な必要資機材
ホット ゾーン	簡易検知活動	救助隊	1 隊	5 人	化学剤検知器 生物剤検知器 放射線測定器 可燃性ガス測定器 酸素濃度測定器 有毒ガス測定器
	ホットゾーンの設定				
	危険排除				
	救助活動	救助隊	1 隊	5 人	
ウォーム ゾーン	ウォームゾーンの設 定	消防隊	1 隊	5 人	除染シャワー
	歩行可能な曝露者の 誘導				
	除染活動				
コールド ゾーン	情報収集	指揮隊	1 隊	3 人	二
	進入統制ラインの設 定	消防隊	1 隊	5 人	
	消防警戒区域及びコ ールドゾーンの設定				
	広報・避難誘導	消防隊	1 隊	5 人	
	救急活動	救急隊	1 隊	3 人	
合 計			7 隊	31 人	

2 必要な消防部隊を確保するための方策

多くの消防本部が、自己保有資機材だけで活動時に必要な資機材を確保することができず※、また、小規模な消防本部では、資機材だけではなく、消防部隊数が不足する事態も考えられる。そこで、自己の消防本部では、必要な資機材や消防部隊を十分に確保できない場合には、次のとおり応援の要請を効果的に行う。

※ 化学剤検知器及び生物剤検知器を保有する消防本部は、全国の消防本部のうち約1割程度、除染シャワーを保有する消防本部は同じく約4割程度となっている（平成24年11月現在 消防庁調べ）。

(1) 都道府県内応援協定

化学剤検知器、生物剤検知器及び除染シャワーは、各都道府県において1以上の消防本部が保有している。このため、これらの資機材を保有していない消防本部では、初動出動時に都道府県内応援協定を活用し、資機材を確保することとし、そのために、事前に保有する消防本部を確認しておくとともに、応援を要請する場合の手続き等に熟練しておくことが必要である。また、消防部隊が不足する場合も、同様に都道府県内応援協定を活用して必要な消防部隊を確保することが必要である。

(2) 緊急消防援助隊

災害がより大規模化・困難化する場合には、特殊な車両等（大型除染システム搭載車、特殊災害対応自動車、原因物質同定装置）が必要となるが、これらの車両等は、少数の限られた消防本部（東京消防庁、政令市消防本部）のみが保有している。このため、災害の状況が明らかになった時点で必要に応じ、緊急消防援助隊を活用し確保することが必要となる。また、消防部隊が大幅に不足する場合や、活動が長期化することが予測される場合も緊急消防援助隊を活用すると効果的である。

3 すべての活動項目が必要となる場合に必要となる消防部隊（相当程度の曝露者に対応するための消防部隊）

相当程度の曝露者が発生した場合には、図1－1「化学災害及び生物災害時における消防活動の流れ」に示すすべての活動項目が必要となり、かつ、一つの消防活動が相当の業務量になると見込まれるため、一つの消防部隊が一つの活動項目を担うことが基本となるので、この場合には次に示す消防部隊の規模を確保する必要がある。

表2－2 相当程度の曝露者に対応するために必要となる消防部隊

活動区域	活 動 内 容	消防 部隊	隊数	隊員数	主な必要資機材
ホット ゾーン	簡易検知活動	救助隊	1 隊	5 人	化学剤検知器 生物剤検知器 放射線測定器 可燃性ガス測定器 酸素濃度測定器 有毒ガス測定器
	ホットゾーンの設定	救助隊	1 隊	5 人	
	危険排除	救助隊	1 隊	5 人	
	救助活動	救助隊	1 隊	5 人	
ウォーム ゾーン	ウォームゾーンの設定	消防隊	1 隊	5 人	除染シャワー 除染テント
	歩行可能な曝露者の誘導	消防隊	1 隊	5 人	
	集合管理（生物災害時に限る。）				
	1次トリアージ	消防隊	1 隊	5 人	
	除染活動	消防隊	1 隊	5 人	
コールド ゾーン	情報収集	指揮隊	1 隊	5 人	救護所用資機材
	進入統制ラインの設定	消防隊	1 隊	5 人	
	消防警戒区域及びコールドゾーンの設定	消防隊	1 隊	5 人	
	広報・避難誘導	消防隊	1 隊	5 人	
	2次トリアージ	救急隊	1 隊	3 人	
	救急活動	救急隊	1 隊	3 人	
合 計			14 隊	64 人	

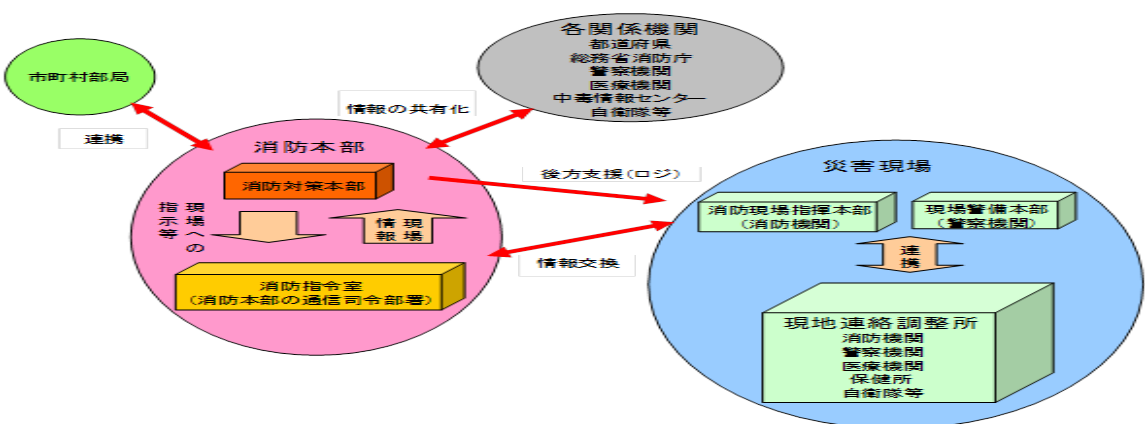
	4 <u>出動消防部隊の増加要因</u> <u>早期に事態の収束を図るため、災害状況の推移や消防活動の進展に応じた効果的な出動消防部隊の増加を行わなければならない。時期を失することなく、的確に消防部隊を増加するためには、消防活動の展開を見込み、早期に追加出動の要否、追加する消防部隊種別を決定しなければならない。そこで、次に示す出動消防部隊の増加要因となる現象を把握した場合には、躊躇することなく消防部隊を増加する。</u> (1) <u>大量の曝露者</u> <u>曝露者が増えた場合には、表 2－2 の活動内容のうち、主に救助活動、除染活動及び救急活動に関する消防活動の増加が見込まれるため、これらを担う消防部隊の増加を図る必要がある。</u> (2) <u>住宅密集地域、多数の者が出入りする施設</u> <u>住宅密集地域や多数の者が出入りする施設において発生した場合には、表 2－2 の活動内容のうち、主に広報・避難誘導に関する消防活動の増加が見込まれるため、これらを担う消防部隊の増加を図る必要がある。</u> (3) <u>消防活動時の気象条件等</u> 有風の場合は、化学剤又は生物剤が拡散し広範囲となるため、表 2－2 の活動内容のうち、主に広報・避難誘導に関する消防活動の増加が見込まれ、これらを担う消防部隊の増加を図る必要があり、無風（風速 2 m 以下）の場合は、化学剤又は生物剤がその場に滞留し、狭範囲であるが高濃度となるため、表 2－2 の活動内容のうち、主に救助活動、除染活動及び救急活動に関する消防活動の増加が見込まれ、これらを担う消防部隊の増加を図る必要がある。 また、昼間の場合は、大気温が地上付近の空気の温度より低く、空気の対流が起こり、蒸気が拡散し広範囲となるため、表 2－2 の活動内容のうち、主に広報・避難誘導に関する消防活動の増加が見込まれ、これらを担う消防部隊の増加を図る必要があり、夜間の場合は、大気温が地上付近の空気の温度より高く、蒸気がその場に滞留し、狭範囲であるが高濃度となるため、表 2－2 の活動内容のうち、主に救助活動、除染活動及び救急活動に関する消防活動の増加が見込まれ、これらを担う消防部隊の増加を図る必要がある。
--	---

第2節 消防本部における化学災害又は生物災害時の対策本部（以下「消防対策本部」という。）の設置

第1項 消防対策本部の役割

通報内容、~~出動隊の災害情報、警察からの提供情報等から~~化学テロ災害又は生物テロ災害と判断された時点で、各関係機関との連携（連絡）及び後方支援（ロジ）のため、消防本部において消防対策本部を設置する（図1-2参照）。

図1-2 各関係機関との連携イメージ図



消防対策本部は消防現場指揮本部（以下「現場指揮本部」という。）から、逐次情報を入手するとともに、必要な対策を決定する重要な役割を担うこととなる。

(1) 現場指揮本部からの災害情報の入手

現場指揮本部から入手する主な災害情報を次に示す。

- ① 災害発生場所
 - ② 消防警戒区域
 - ③ 救助活動に係る情報（要救助者の人数、救出完了時間、活動障害、要救助者の状態等）
 - ④ 避難誘導に係る情報（避難対象地域及び対象者数、曝露者の人数等）
 - ⑤ 消防機関で管理している傷病者の観察結果（傷病者の人数及び症状等）
 - ⑥ 原因物質の種類、量、危険性等の性状
 - ⑦ 除染活動状況（除染場所、除染完了人数、進行見込み）
 - ⑧ 応援部隊等の必要性の有無
 - ⑨ 救急搬送状況
 - ⑩ その他必要な事項
- ~~生物災害（疑いを含む。）の場合は、更に次の災害情報を入手する。~~
- ⑪ 検体の検知結果
 - ⑫ （実地）疫学調査の情報
 - ⑬ 建物内の曝露者の管理状況

(2) 応援の要請

自己消防本部の消防力及び所轄の警察機関の対応力と災害の規模及び困難性を鑑みて、当該化学災害又は生物災害が対応能力を超えるような場合には、あらかじめ定められた手続きにより、次の応援の要請を行う。

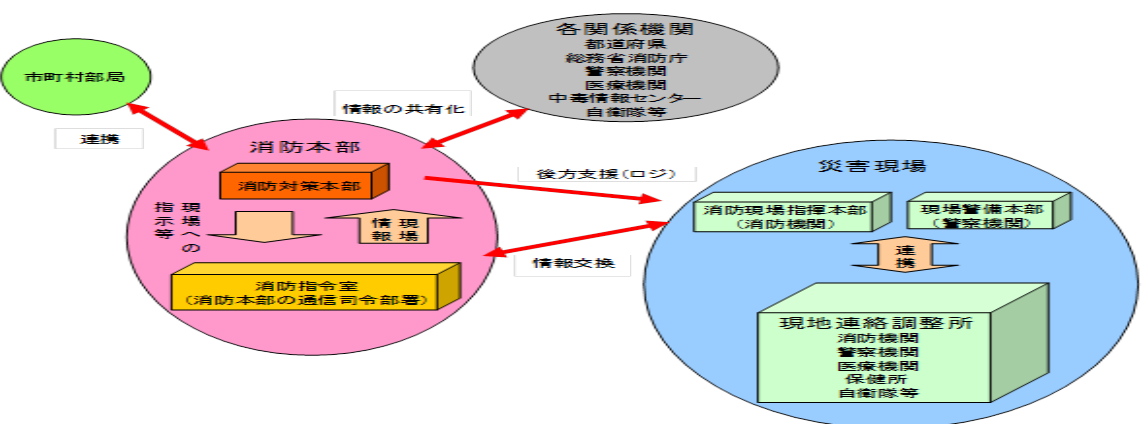
- ④ 相互応援協定

第2節 消防本部における化学災害又は生物災害時の対策本部（以下「消防対策本部」という。）の設置

第1 消防対策本部の役割

119番通報の内容、消防部隊からの災害情報等により、化学災害又は生物災害であると判断した時点で、各関係機関との連携（連絡）及び後方支援（ロジ）のため、消防本部に消防対策本部を設置する（図2-1）。

図2-1 各関係機関との連携イメージ図



消防対策本部は消防現場指揮本部（以下「現場指揮本部」という。）から、逐次情報を入手するとともに、必要な対策を決定する重要な役割を担うこととなる。

1 現場指揮本部からの災害情報の入手

現場指揮本部から以下の災害情報を入手する。

- ・ 災害発生場所
- ・ 消防警戒区域
- ・ 救助活動に係る情報（要救助者の人数、救出完了時間、活動障害、要救助者の状態等）
- ・ 避難誘導に係る情報（避難対象地域及び対象者数、曝露者の人数等）
- ・ 消防機関で管理している傷病者の観察結果（傷病者の人数及び症状等）
- ・ 原因物質の種類、量、危険性等の性状
- ・ 除染活動状況（除染場所、除染完了人数、進行見込み）
- ・ 応援部隊等の必要性の有無
- ・ 救急搬送状況
- ・ 検体の検知結果（生物災害時に限る。）
- ・ （実地）疫学調査の情報（生物災害時に限る。）
- ・ 建物内の曝露者の管理状況（生物災害時に限る。）
- ・ その他必要な事項

2 関係機関との連携

119番通報の内容、消防部隊からの災害情報等により、化学災害又は生物災害であると判断した場合は、関係機関との間において相互の活動に必要な情報の共有を図るため、所轄の警察機関、衛生主管部局（保健所）、市区町村、都道府県及び自衛隊に情報を提供するとともに、あらかじめ定められた手続きにより、必要に応じ以下の関係機関へ応援の要請を行う。

②—都道府県内応援 ③—緊急消防援助隊 ④ 自衛隊（都道府県知事） ⑤ DMAT、医療機関（災害拠点病院又はあらかじめ定められた医療機関） ⑥ 衛生主管部局（保健所） (3) <u>関係機関との調整</u> 消防対策本部は現場指揮本部等から入手した情報を迅速に 上記(2)の関係機関に連絡し情報の共有化を図り、連携活動における役割の調整を行う。 そのためには、平常時から各機関における連絡先・調整窓口、担当者、責任者等を確認しておくとともに連携訓練等の実施及び発災時に調整する事項を事前に確認しておくことが必要である。 なお、初動段階で消防対策本部が設置されていない場合には、消防指令室にて対応する。	・ 自衛隊（都道府県知事） ・ DMAT、医療機関（災害拠点病院又はあらかじめ定められた医療機関） ・ 衛生主管部局（保健所） 消防対策本部は現場指揮本部等から入手した情報を迅速に関係機関に連絡し情報の共有化を図り、連携活動における役割の調整を行う。 そのためには、平常時から各機関における連絡先・調整窓口、担当者、責任者等を確認しておくとともに連携訓練等の実施及び発災時に調整する事項を事前に確認しておくことが必要である。なお、初動段階で消防対策本部が設置されていない場合には、消防指令室にて対応する。
第2項 関係機関との調整内容 (1) 化学災害の場合 ① 所轄の警察機関 ア 警察機関には救急搬送先病院や傷病者の症状等の情報を提供するとともに、消防が実施する活動に協力を依頼する。 イ 警察機関で原因物質が特定したらその情報を迅速に提供してもらよう依頼し、原因物質の情報の提供を受けた場合は、傷病者の搬送先医療機関、保健所に速やかに伝達する。 ② 災害医療機関又はあらかじめ定められた医療機関 ア 化学災害による傷病者を搬送する病院の受け入れ可能状況を把握する。化学剤の推定又は特定が完了 されている場合には、化学剤名等必要な情報を医療機関に併せて情報提供し、傷病者受入の要否を確認する。 イ 必要に応じて、災害現場での治療やトリアージを行う医師等の派遣を要請する。 ウ 全般的な 傷病者の症状、他医療機関への搬送状況、警察機関からの物質の特定情報及び日本中毒情報センターからの情報を 、搬送先医療機関に提供する。 ③ 市町村（市町村の防災部局、危機管理部局、衛生主管部局（保健所）、河川・下水道管理部局） 各市町村の防災部局、危機管理部局に災害対策本部の設置等を依頼する。また河川・下水道管理部局に河川や下水道及び上水道を介した化学剤の拡大防止を依頼する。 ④ 都道府県（消防防災主管部局、危機管理主管部局 、衛生主管部局（保健所）） 火災・災害等報告要領に基づき災害情報を報告する。県内 広域応援、緊急消防援助隊の応援が必要な場合は 、要請を行う。 ⑤ 総務省消防庁（応急対策室（夜間・休日は宿直室）） 火災・災害等報告要領に基づき災害情報を総務省消防庁へ報告する。特に、化学 テロ災害に関しては消防庁長官指示による緊急消防援助隊の出動が考えられるため、報告は迅速に行う。 ⑥ 日本中毒情報センター（化学 テロ専用ホットライン（消防）あり。）	第2 関係機関との調整内容 <u>消防対策本部は連携活動における役割の調整を関係機関ごとに以下の内容について行う。また、現場指揮本部は消防対策本部が関係機関と調整した内容を踏まえ、「NBC テロ対処現地関係機関連携モデル（参考資料3）」に基づき設置される現地調整所において、現場における消防活動を関係機関との連携のもと円滑に進めるための調整を行う。現地調整所での関係機関との調整を的確に行うために担当官を指定し、現地調整所に派遣することが必要である。</u> 1 所轄の警察機関 (1) 警察機関には救急搬送先病院や傷病者の症状等の情報を提供するとともに、消防が実施する活動に協力を依頼する。 (2) 警察機関で原因物質が <u>検出</u>されたらその情報を迅速に提供してもらうよう依頼し、原因物質の情報の提供を受けた場合は、傷病者の搬送先医療機関、保健所に速やかに伝達する。<u>なお、原因物質の特定に時間を要する場合は、特定するのに要する概ねの時間を提供してもらうよう依頼する。</u> 2 感染症指定医療機関 <u>（生物災害時に限る。）等</u> 災害医療機関又はあらかじめ定められた医療機関 <u>化学災害又は生物災害では傷病者が多数となり、個々の救急隊で搬送先医療機関を選定することが困難となることから、消防対策本部において、現場指揮本部からの情報を基に、医療機関の受け入れ可能状況について確認する。</u> <u>化学災害では、物質</u>の推定又は特定が完了 <u>して</u>いる場合には、化学剤名等必要な情報を医療機関に情報提供し、災害現場での治療やトリアージを行う医師等の派遣を必要に応じ要請する。また、全般的な <u>曝露者</u>の症状、他医療機関への搬送状況、警察機関からの物質の特定情報及び日本中毒情報センターからの情報を搬送先医療機関に提供する。 <u>生物災害では、現場の曝露者の症状、</u>警察・研究機関からの物質の特定等曝露者に<u>関する</u>情報を逐次提供する。なお、陰圧管理病室<u>のある</u>病院が望ましいため、事前に該当病院を<u>把握</u>しておく。 3 市町村（防災 <u>主管</u>部局、危機管理 <u>主管</u>部局、衛生主管部局（保健所）、河川・下水

ア 現場指揮本部からの簡易検知結果及び警察機関からの物質の特定 の情報を入手次第、その物質の種類を日本中毒情報センターに照会し、物質に係る対処要領等（治療情報など）を提供してもらい、消防現場指揮本部、搬送先医療機関等の関係機関に伝達する。 イ 物質の種類が分からない場合には、現場指揮本部及び搬送先医療機関から、傷病者の症状等を日本中毒情報センターに照会し、疑われる物質名、その毒性並びに対処要領等（治療情報など）を提供してもらい、その情報を現場指揮本部、搬送先医療機関等の関係機関に <u>提供</u>する。 ⑦ 自衛隊（各地域における陸上自衛隊師団（旅団）の司令部第3部の災害担当） 都道府県知事からの災害派遣要請 （自衛隊法第83条「災害派遣」）により 化学テロ災害発生時には陸上自衛隊の化学防護隊の出動が予測される。 自衛隊は化学 テロ災害発生時にL0（リエゾンオフィサー：連絡幹部）や先遣隊又は偵察隊の派遣を行い、現場からの情報を入手し、自衛隊の活動を円滑に実施できるようなシステムを設けている。ついては、消防機関から早期に 陸上自衛隊に直接、情報を伝達することが円滑な消防機関の活動につながる ことから平常時から 自衛隊への連絡窓口を確認し災害情報が提供できるような体制を確立しておく。 (2) 生物災害の場合 ④ 所轄の警察機関 ア 警察機関には救急搬送先病院や傷病者の症状等の情報を提供するとともに、消防が実施する活動に協力を依頼する。 イ 警察機関で原因物質が特定したらその情報を迅速に提供してもらよう依頼し、原因物質の情報の提供を受けた場合は、傷病者の搬送先医療機関、保健所に速やかに伝達する。 ② 近隣の感染症指定医療機関又はあらかじめ定められた医療機関等 生物災害発生時に曝露者を搬送する病院の受け入れ可能状況について確認する。 また、現場での曝露者の症状及び警察・研究機関からの物質の特定等、曝露者に対する情報を逐次提供する。 なお、陰圧管理 の病室 がある病院が望ましいため、事前に該当病院を <u>掌握</u>しておく。 ③ 市町村（市町村の防災部局、危機管理部局、衛生主管部局（保健所）、河川・下水道管理部局） 各市町村の防災部局、危機管理部局に災害対策本部の設置等を依頼する。また河川・下水道管理部局に河川や下水道及び上水道を介した生物剤の拡大防止を依頼する。 ④ 各都道府県消防防災主管部局（消防防災主管部局、危機管理主管部局衛生主管部局（保健所）） 火災・災害等報告要領に基づき災害情報を報告する。県内広域応援が必要な場合は要請を行う。 現場の除染に関しては、保健所職員の派遣要請を速やかに行う。 ⑤ 総務省消防庁（応急対策室（夜間・休日は宿直室）） 火災・災害等報告要領に基づき災害情報を総務省消防庁へ報告する。特に、生物テロ災害に関しては消防庁長官指示による緊急消防援助隊の出動が考えられるため、	道管理部局） 各市町村の防災 <u>主管</u> 部局、危機管理 <u>主管</u> 部局に災害対策本部の設置等を依頼する。また河川・下水道管理部局に河川や下水道及び上水道を介した化学剤又は生物剤の拡大防止を依頼する。 4 都道府県（消防防災主管部局、危機管理主管部局） 火災・災害等報告要領に基づき災害情報を報告する。県内応援、緊急消防援助隊の応援が必要な場合は要請を行う。<u>生物災害では、所轄の保健所に情報を提供し、現場に保健所職員の派遣を要請する。生物災害の可能性を完全に否定できない場合は、初動段階から派遣要請を行うものとする。</u> 5 総務省消防庁（応急対策室（夜間・休日は宿直室）） 火災・災害等報告要領に基づき災害情報を総務省消防庁へ報告する。特に、化学災害又は生物災害に関しては消防庁長官指示による緊急消防援助隊の出動が考えられるため、報告は迅速に行う。 6 自衛隊（各地域における陸上自衛隊師団（旅団）の司令部第3部の災害担当） 都道府県知事からの災害派遣要請により自衛隊の出動が予測される。自衛隊は化学災害発生時にL0（リエゾンオフィサー：連絡幹部）、<u>先遣隊又は偵察隊の派遣を行い、現場からの情報を入手し、自己の活動を円滑に実施するためのシステムを設けている。早期に自衛隊に対し情報を直接伝達することが円滑な消防機関の活動につながるため、</u>平常時から連絡窓口を確認し災害情報の提供<u>が</u>できるような体制を確立しておく。 <u>また、自衛隊が除染活動を行う場合には、その活動が円滑に行われるよう救助活動や避難誘導が完了したエリアについての情報を提供する。</u> 7 <u>日本中毒情報センター（化学災害時に限る。）</u> (1) 現場指揮本部からの簡易検知結果及び警察機関からの物質の特定情報を入手次第、<u>別紙「特殊災害報告書」を活用して</u>日本中毒情報センターに照会（専用ホットライン（消防）がある。）し、対処要領等（治療情報など）を提供してもらい、<u>その情報を</u>現場指揮本部、搬送先医療機関等の関係機関に伝達する。 (2) 物質の種類が分からない場合には、現場指揮本部及び搬送先医療機関から、傷病者の症状等を日本中毒情報センターに照会し、疑われる物質名、その毒性並びに対処要領等（治療情報など）を提供してもらい、その情報を現場指揮本部、搬送先医療機関等の関係機関に <u>伝達</u>する。 8 保健所 <u>（生物災害時に限る。）</u> 所轄の保健所に情報を提供し、現場に保健所職員の派遣を要請する。生物災害の可能性を完全に否定できない場合は、初動段階から派遣要請を行うものとする。 9 研究機関 <u>（生物災害時に限る。）</u> 「NBC テロ対処現地関係機関連携モデル（参考資料3）」に基づき、採取された検体は、保健所が地方衛生研究所に分析を依頼し、その情報を消防 <u>機関</u>、警察 <u>機関</u>、搬送先医療機関等の関係機関に提供することとなっている。
---	---

報告は迅速に行う。 ⑥ 保健所（所轄の保健所） 所轄の保健所に情報 の提供 を行い、現場に保健所職員の派遣を要請する。 生物災害の可能性を完全に否定できない場合は、初動段階から派遣要請を行うものとする。 ⑦ 研究機関 NBC テロ対処現地関係機関連携モデルに基づき、採取された検体は、保健所が地方衛生研究所に分析依頼し、その情報を消防本部、警察、搬送先医療機関等の 各関係機関に提供することとなっている。 ⑧ 自衛隊（各地域における陸上自衛隊師団（旅団）の司令部第3部の災害担当） 生物災害発生時には、陸上自衛隊の出動が予測され、その要請は都道府県知事から行うこととしているが、消防本部も通常時から陸上自衛隊に連絡窓口を確保するとともに、発災時は、災害情報の提供を行う。 第3項 メディア対応 (1) 初動活動時 メディア対応は、消防対策本部において行うことを原則とするが、消防対策本部が未設置の場合の初動時等については、災害現場で対応せざるを得ないことが想定される。 災害現場でメディア対応をする場合には、次の事項に注意する。 ① 活動の支障になる場所や安全が確保できない場所へのマスコミ関係者の立ち入りを禁止する。 ② 現場最高指揮者が 救助活動の状況から判断して、現場活動部隊による 十分なマスコミへの対応が困難であると認める場合は、その旨をマスコミ関係者 等に伝えるとともに、安全な場所での待機、立ち上がり後の消防対策本部での一括取材等を依頼する。 ③ 隊員個人によるメディア対応 をさせない。 ④ 現場の現場最高指揮者又は現場最高指揮者が指名した者が一元的に対応するとともに、対応窓口を一本化する。 ⑤ 個人情報に係ることについての公表については、要救助者、傷病者等のプライバシーに特に留意する。 ⑥ 未確認情報等は、明確にその旨を伝える。 ⑦ 警察機関の捜査に支障を来さないよう留意する。 ⑧ 警察、自衛隊等関係機関と消防本部が現地調整所を設置した場合は、現地調整所において、マスコミ対応及び発表にあたっての調整を行う。 (2) 消防対策本部の立ち上がり以降 消防機関は、国、都道府県及び市町村における対策本部 及び警察、自衛隊等の他機関と緊密に調整し、メディア対応を する際には情報の一元化を図り、必要な情報の提供を行う。 消防対策本部においてメディア対応を する場合には、次の事項に注意する こと。 ① 対応する者を指定すること。 ② 個人情報に係ることについての公表については、特に留意すること。	第3 メディア対応 1 初動活動時 メディア対応は、消防対策本部において行うことを原則とするが、消防対策本部が未設置の場合の初動時等については、災害現場で対応せざるを得ないことが想定される。 災害現場でメディア対応をする場合には、次の事項に注意する。 (1) 活動の支障になる場所や安全が確保できない場所へのマスコミ関係者の立ち入りを禁止する。 (2) 現場最高指揮者が救助活動等の状況から判断して、<u>現場の消防部隊</u>によるマスコミへの対応が困難であると認める場合は、その旨をマスコミ関係者に伝えるときにも、安全な場所での待機、立ち上がり後の消防対策本部での一括取材等を依頼する。 (3) 隊員個人によるメディア対応 <u>は行わない。</u> (4) 現場の現場最高指揮者又は現場最高指揮者が指名した者が一元的に対応するとともに、対応窓口を一本化する。 (5) 個人情報に <u>関する</u> 公表については、要救助者、傷病者等のプライバシーに特に留意する。 (6) 未確認情報等は、明確にその旨を伝える。 (7) 警察機関の捜査に支障を来さないよう留意する。 (8) 警察 <u>機関</u>、自衛隊等関係機関と消防機関が現地調整所を設置した場合は、現地調整所において、マスコミ対応及び発表にあたっての調整を行う。 2 消防対策本部の立ち上がり以降 消防機関は、国、都道府県及び市町村における対策本部、<u>警察 機関</u>、自衛隊等他関係 <u>機関</u>と緊密に調整し、メディア対応を <u>行う</u> 際には情報の一元化を図り、必要な情報の提供を行う。 消防対策本部においてメディア対応を <u>行う</u> 場合には、<u>以下</u>の事項に注意する。 ・ 対応する者を指定すること。 ・ 個人情報に関する公表については、特に留意すること。 ・ 警察機関の捜査に支障を来さないよう留意すること。
--	--

③ 警察機関の捜査に支障を来さないよう留意すること。	<u>別紙（第2節 第2 7 関係）</u> (略)
-----------------------------------	---------------------------------------